

一般社団法人 岐阜県経営者協会
会長 小川 信也 殿

拝啓

日頃から、厚生労働行政及び岐阜県行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

また、障がい者の雇用の促進につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の障害者雇用につきましては、各企業をはじめとする障がい者雇用に関わる関係者の御尽力により、年々障がい者の雇用者数が増加するなど一層進展しており、本県の50人以上規模企業の平成28年6月1日現在における雇用障害者数は5,353.5人、実雇用率は1.95%、障害者法定雇用率達成企業の割合は56.7%となっています。

県内特別支援学校高等部では、卒業後一般企業に就職して自立したいと考えている知的障がいの程度が軽度である生徒数が増加しております。地域に貢献することができる人材を育成するため、学校と企業が一体となって就労支援を進める「働きたい！応援団 ぎふ」には、平成29年7月31日現在で784社の企業に登録をしていただいております。しかし、本年3月卒業者の一般企業への就職率は31.5%となっており、伸び悩んでいる現状です。

今般、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、精神障がい者が法定雇用率等の算定基礎に加わること等を踏まえ、民間企業の法定雇用率を2.2%（3年を経過する日より前に2.3%）とすることとされ、平成30年4月1日から施行されます。

つきましては、一人でも多くの障がい者の方が意欲と能力を活かし安定して働くことができる場が増えるよう、一段のお取り組みをいただきたく、今般の法定雇用率の引上げ等について、別添の内容を御承知いただくとともに、貴会の機関誌等に当該内容を掲載いただくなど、貴会員に対する当該内容の周知について特段の御配慮と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

平成29年8月

岐阜労働局職業安定部長	吉 村 亮
岐阜県商工労働部長	河 合 孝 憲
岐阜県教育委員会教育長	松 川 禮 子

平成30年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

また併せて、下記の2点についてもご注意ください。お願いいたします。

留意点

①

対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります。

▶ **従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。**

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

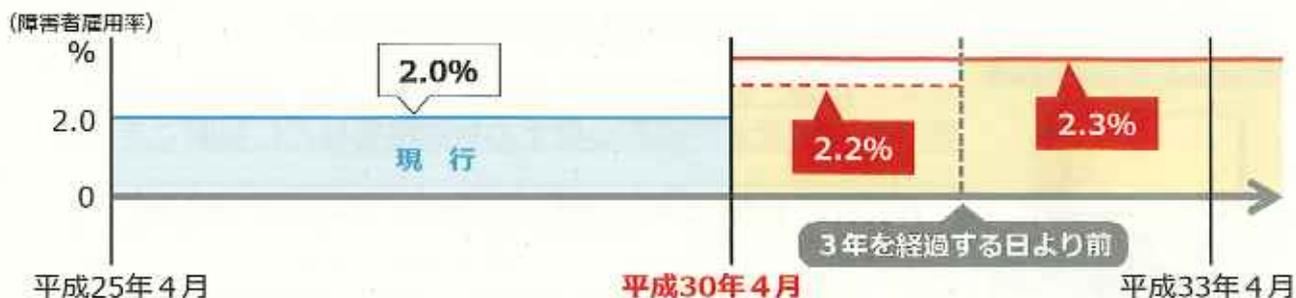
留意点

②

平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなります。

▶ **平成30年4月から3年を経過する日より前※に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。（国等の機関も同様に0.1%引上げになります。）**

※ 具体的な次回の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。
※ 2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。



Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

A1. 新しい法定雇用率で算定していただくこととなります。平成31年4月1日から同年5月15日までの間に申告していただく分（申告対象期間が、平成30年4月から平成31年3月までの分）適用されますので、申告の際はご注意ください。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

Q3. 障害者はどのような仕事に向いているのでしょうか？

A3. 「障害者に向いている仕事」「障害者に向いていない仕事」というものではありません。一人ひとりの障害状況やスキルの習得状況、本人の希望・意欲に応じて、事務、販売、製造からシステムエンジニアなどの専門職まで、様々な職種で雇用されています。

(参考)障害者雇用事例リファレンスサービス <http://www.ref.jeed.or.jp/>

開講のお知らせ

平成29年秋

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

が始まります！

養成講座の概要

- ◆メリット：精神・発達障害についての基礎知識や、一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆講座時間：90～120分程度（講義75分、質疑応答15～45分程度）を予定
- ◆受講対象：企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。

※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。

※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です（数に限りがあります）。



事業所への
出前講座もあります

ハローワークから講師が事業所に出向きます。

また、精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。

詳しくは、都道府県労働局職業安定部職業対策課にお問い合わせください。

※「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。
また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求められるものでもありません。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク